

視点 問われる都道府県の在り方

総務委員会 専門員
たかやま たつお
高山 達郎

「平成の大合併」は、3月末に旧合併特例法による財政支援措置等の適用期限を終え、一つの節目を迎えた。全国の市町村数は4月1日現在で1,820と、平成11年3月末の3,232から4割強も減少したことになる。今後は、残された小規模町村への対応とともに、合併による規模・能力拡大のメリットを円滑な地域運営、住民サービスの向上、更なる分権の推進等にいかにつなげていくかが課題となる。

基礎的自治体である市町村の基盤強化は、広域自治体としての都道府県の担う役割・位置づけにも大きな影響を与え、その再検討を迫っている。基礎的自治体への補完機能、連絡調整機能のウエイトが低下し、市町村では果たしえない広域機能の充実が期待されるからである。そうした中、2月末に第28次地方制度調査会から、都道府県に代えて、全国を地域ブロックに分ける道州制の導入を適当とする旨の答申が出された。

道州制については、これまでも政府、経済界、政党などから様々な提案がなされており、「昭和の大合併」の際も、第4次地制調から地方制への再編が打ち出されていた。それらに比べ、今回の道州制は、国の権限を大幅に道や州に移譲し、地方分権の加速や効率的な政府を実現する広域自治体改革の具体策として提起されており、地方公共団体の道州と市町村の二層制など、具体的な制度設計にまで踏み込んでいるのが特徴的である。

都道府県の存在意義が問い直されているのは理解できても、その改革の行方が道州制にまで至るのはそう簡単なことではない。我々の生活を振り返っても、関心、関係が深いのは市町村であって、普段は特段のことがない限り、都道府県のことを意識することは少なく、それより広域な道州といっても実感がわかないというのが正直な感想であろう。しかも、120年近く続いた府県制度の中で、新聞、放送、銀行、大学等いろいろな意味で影響力を有している主体が、府県ごとに形成され、様々な経済、社会活動が営まれてきている。これらの再編を図っていくことは並大抵なことではない。「導入に関する判断は、国民的な議論の動向を踏まえて行われるべきだ」と、締めくくられているのもうなずけるものがある。

道州制へ向けては、その位置づけ、区域とともに、国と地方の事務配分、財政調整の仕組み等検討課題が多い。これらの地方行財政的な観点の課題に隠れた形となっているが、導入に向けた政治過程では、衆参の選挙制度、国土計画、警察制度等の政治制度、行政制度との調整が、相当大きな争点となるのではなからうか。

4月1日、堺市が全国で15番目の政令指定都市となり、複数の政令市を抱える府県が増え、都道府県の役割、機能がますます縮小し、その空洞化が懸念されている。政令市等の大都市制度の問題はその創設の経緯等から、従来論議が避けられてきた嫌いがあったが、今後の我が国の広域自治体としての「県のかたち」の検討に当たっては、都と区の問題も含めて、それらの制度の在り方も当然に議論していかなければならない課題となる。